

資料 3

・川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業換地計画の軽微な修正または変更について

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業の換地計画において、下記に掲げるいずれかを原因とし、修正または変更に係る箇所の権利価額又は全体の権利価額の総額に影響を与えない軽微な修正または変更があった場合は、土地区画整理事業施行者限りで処理できるものとする。

記

1. 関係権利者の住所・氏名・持分の変更
2. 所有権、借地権または抵当権等の登記、申告、移転、消滅
3. 地域の名称、地番、地目または地積の変更
4. 記載の誤記、脱字
5. 関係権利者から提出された換地変更願による換地変更
6. 従前の宅地の分合筆による換地変更
7. 権利等による合併換地ができない場合の換地変更

以上

土地区画整理法施行令

(縦覧手続を省略することができる換地計画の変更)

第59条 法第97条第3項に規定する形式的な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、従前の宅地の分合筆又は従前の宅地について存する権利の変更に伴うもの
- 二 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの